

## 板橋区防犯カメラ維持管理費等補助金交付要綱

(令和元年8月20日区長決定)

(令和2年7月31日一部改正)

(令和3年3月30日一部改正)

(令和3年7月30日一部改正)

(令和4年4月1日一部改正)

(令和4年12月1日一部改正)

(令和6年4月1日一部改正)

### (目的)

第1条 この要綱は、地域団体が設置した防犯カメラの維持管理等に係る補助金の交付について必要な事項を定め、もって地域団体による安心・安全なまちづくりを支援することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 地域団体 町会、自治会、PTA、商店街その他の一定の区域の住民が構成又は参加する団体をいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪の抑止又は犯罪被害の防止を目的として固定して設置された映像撮影装置及び録画装置をいう。
- (3) 維持管理費 防犯カメラの正常な稼働の維持及び管理に係る経費をいう。
- (4) 移設費 設置時に予見できなかった事情によるやむを得ない防犯カメラの移設に係る経費をいう。
- (5) 電気料金 防犯カメラを運用するための電力の受給に要する経費をいう。
- (6) 使用料 防犯カメラの設置に必要な場所を使用し、又は賃借するために生じる、その所有者又は権利者に対して支払う経費をいう。
- (7) 撤去費 やむを得ない防犯カメラの撤去に係る経費をいう。

### (補助の対象者)

第3条 補助の対象とする団体は、別表1に掲げる要綱に基づき、板橋区から補助金の交付を受けて防犯カメラを設置した地域団体とする。

### (補助対象経費等)

第4条 補助金の交付額は予算の範囲内とし、補助対象経費、補助額・限度額等は、別表2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第3号から第7号までに掲げる経費に関しこの要綱に基づく補助以外の補助又は助成を受けた経費は、補助の対象としない。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする地域団体（以下「申請者」という。）は、板橋区長（以下「区長」という。）が定める期日までに、防犯カメラ維持管理費等補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて区長に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めたときは防犯カメラ維持管理費等補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、適正と認めないときは防犯カメラ維持管理費等補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

### (補助金の請求)

第7条 区長は、前条の規定により交付を決定したときは、申請者に対し遅滞なく補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 区長は、前条の規定により補助金を交付された者が、補助金を補助目的以外に使用し、又は偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第9条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）の規定を適用する。

付則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

付則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

付則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

付則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表 1（第 3 条関係）

| 要綱名                                     | 区長決定日         |
|-----------------------------------------|---------------|
| (1) 板橋区にぎわいのあるまちづくり事業補助金交付要綱            | 平成15年 5 月13日  |
| (2) 板橋区防犯設備の整備に対する補助金交付要綱               | 平成16年10月 4 日  |
| (3) 平成22年度板橋区における防犯設備の整備に対する補助金交付要綱     | 平成22年 8 月 6 日 |
| (4) 平成23年度板橋区における防犯設備の整備に対する補助金交付要綱     | 平成23年 5 月26日  |
| (5) 平成24年度板橋区における地域見守り活動支援事業に対する補助金交付要綱 | 平成24年 4 月26日  |
| (6) 平成24年度板橋区における防犯設備の整備に対する補助金交付要綱     | 平成24年 4 月26日  |
| (7) 平成25年度板橋区における地域見守り活動支援事業に対する補助金交付要綱 | 平成25年 4 月30日  |
| (8) 平成25年度板橋区防犯設備の整備に対する補助金交付要綱         | 平成25年 5 月20日  |
| (9) 平成26年度板橋区地域見守り活動支援事業に対する補助金交付要綱     | 平成26年 4 月14日  |
| (10) 平成26年度板橋区防犯設備の整備に対する補助金交付要綱        | 平成26年 4 月14日  |
| (11) 平成27年度板橋区地域見守り活動支援事業に対する補助金交付要綱    | 平成27年 4 月28日  |
| (12) 平成27年度板橋区防犯設備の整備に対する補助金交付要綱        | 平成27年 4 月28日  |
| (13) 平成28年度板橋区地域見守り活動支援事業に対する補助金交付要綱    | 平成28年 5 月 2 日 |
| (14) 平成28年度板橋区防犯設備の整備に対する補助金交付要綱        | 平成28年 5 月 2 日 |
| (15) 平成29年度板橋区地域見守り活動支援事業に対する補助金交付要綱    | 平成29年 5 月 1 日 |
| (16) 平成29年度板橋区防犯設備の整備に対する補助金交付要綱        | 平成29年 5 月 1 日 |
| (17) 板橋区地域見守り活動支援事業に対する補助金交付要綱          | 平成30年 4 月26日  |
| (18) 板橋区防犯設備の整備に対する補助金交付要綱              | 平成30年 4 月26日  |

別表 2（第 4 条関係）

補助対象経費等

| 補助対象経費<br>・経費限度額               | 補助額・補助限度額                                                                                                                                           | 第 1 号様式に添付する書類                                                                            |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 維持管理費                      | 1 台当たり 2,500 円（定額）                                                                                                                                  | 稼働実績がわかる書類                                                                                |
| (2) 移設費<br>(1 台当たり 20 万円限度)    | ア 別表 1 の (5) (7) (9) (11) (13) (15) (17) により設置した防犯カメラ 6 分の 5 以内<br>イ 別表 1 の (1) (2) (3) (4) (6) (8) (10) (12) (14) (16) (18) により設置した防犯カメラ 3 分の 2 以内 | (1) 移設前後の設置位置、移設理由、経緯がわかる書類<br>(2) 経費の内訳がわかる書類<br>(3) 移設の完了が確認できる書類<br>(4) その他区長が必要と認める書類 |
| (3) 電気料金<br>(1 台当たり 5,000 円限度) | ア 別表 1 の (5) (7) (9) (11) (13) (15) (17) により設置した防犯カメラ 6 分の 5 以内<br>イ 別表 1 の (1) (2) (3) (4) (6) (8) (10) (12) (14) (16) (18) により設置した防犯カメラ 3 分の 2 以内 | 経費の内訳がわかる書類                                                                               |
| (4) 使用料<br>(1 台当たり 3,000 円限度)  | ア 別表 1 の (5) (7) (9) (11) (13) (15) (17) により設置した防犯カメラ 6 分の 5 以内<br>イ 別表 1 の (1) (2) (3) (4) (6) (8) (10) (12) (14) (16) (18) により設置した防犯カメラ 3 分の 2 以内 |                                                                                           |
| (5) 撤去費                        | 撤去に要した額<br>(1 台あたり 10 万円限度)                                                                                                                         | (1) 撤去場所、撤去理由がわかる書類<br>(2) 経費の内訳がわかる書類<br>(3) 撤去の完了が確認できる書類<br>(4) その他区長が必要と認める書類         |

※ (3) (4) の経費に対する補助金は、(3) (4) の経費を合算した額から算出する。

※ (2) (3) (4) の経費に対する補助金に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

※ (1) の経費に対する補助金は、申請する日の属する年度の前年度の 3 月 31 日までに設置している防犯カメラを対象とする。

※ (1) の稼働実績がわかる書類は、申請する日の属する年度の前年度の 1 月 1 日から申請する日の属する年度の 12 月 31 日までの稼働実績がわかる書類とする。

※ (3) (4) の経費に対する補助金は、申請する日の属する年度の前年度の 1 月 1 日から申請する日の属する年度の 12 月 31 日までに支払期限または振替予定日が到来する経費を対象とする。

※ (1) の経費に対する補助金を申請する場合、同一年度に (3) (4) の経費に対する補助金を申請することはできない。

※ (5) の経費に対する補助金に 100 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

所 在 地

地域団体名

代 表 者 名

防犯カメラ維持管理費等補助金交付申請書兼請求書

下記のとおり、防犯カメラ維持管理費等補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。交付決定後、補助金を下記の口座に振り込みください。

記

1 申請金額

円

2 対象経費内訳

3 振込先

本申請についての連絡先

|      |  |
|------|--|
| 担当者名 |  |
| 住 所  |  |
| 電話番号 |  |

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

所在地

地域団体名

代表者名

板橋区長

### 防犯カメラ維持管理費等補助金交付決定通知書

申請のあった防犯カメラ維持管理費等補助金の交付については、下記のとおり交付決定したので通知します。

#### 記

#### 1 交付金額

円

#### 2 補助金の交付について

防犯カメラ維持管理費等補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に記載された口座に振り込みます。

#### 3 交付条件

（1）板橋区防犯カメラ維持管理費等補助金交付要綱に基づくものとする。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

所在地

地域団体名

代表者名

板橋区長

### 防犯カメラ維持管理費等補助金不交付決定通知書

申請のあった防犯カメラ維持管理費等補助金の交付については、下記のとおり不交付と決定したので通知します。

#### 記

#### 1 不交付理由